

第4期

(平成21～23年度)

高齢者福祉計画 介護保険事業計画

～おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち～



❀ 計画策定の趣旨 ❀

介護保険の基本方針や目標年度（平成26年度）は従来どおり堅持しますが、環境の変化や国の制度改革を反映させるため、第3期計画を見直し、平成23年度までを計画期間とする第4期計画に改定しました。

計画の基本方針

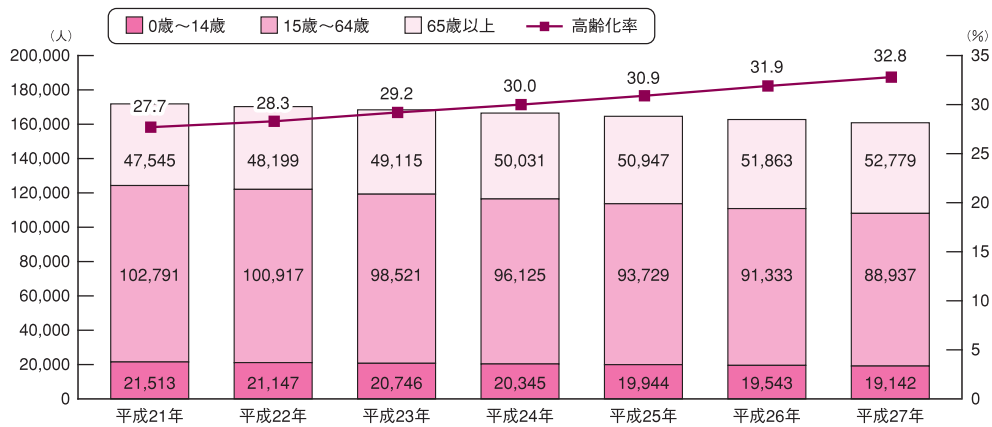
- ① 地域ケア体制の整備充実及び地域福祉活動の推進
- ② 地域とともに歩む総合福祉サービスの推進
- ③ 生涯健康づくりの推進
- ④ 予防重視型の介護サービスの推進

今 治 市

平成21年3月

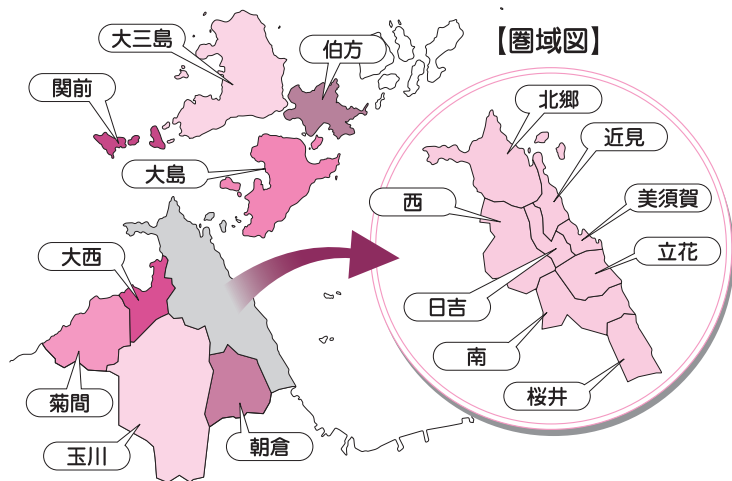
高年齢者の状況

平成27年までの人口を推計すると総人口は減少しますが、高齢者人口は増え続けることがわかります。



日常生活圏域の設定

市内を16の日常生活圏域に分けて、圏域ごとにサービス量の見込みを立てました。



高齢者福祉施策の推進

自立支援と生活の質の向上

高齢になっても住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等と連携し、支援する体制を構築します。

認知症高齢者の支援

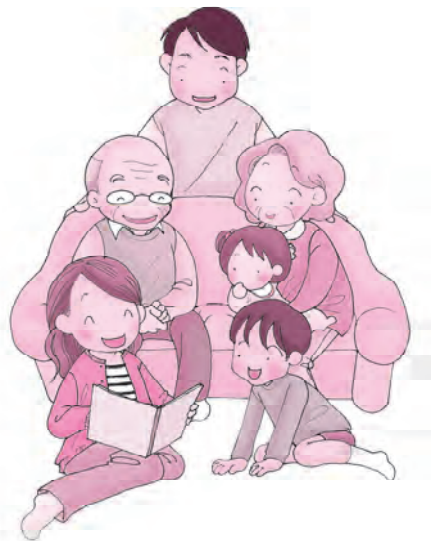
認知症高齢者とその家族を支える体制を整備し、介護サービスの充実や認知症に対する正しい理解の普及に努めます。

社会参加の促進

高齢者が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう社会参加を支援します。

虐待防止への取り組み

地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待防止ネットワークを構築し、問題意識の啓発に努めるとともに、早期発見・早期対応に取り組みます。

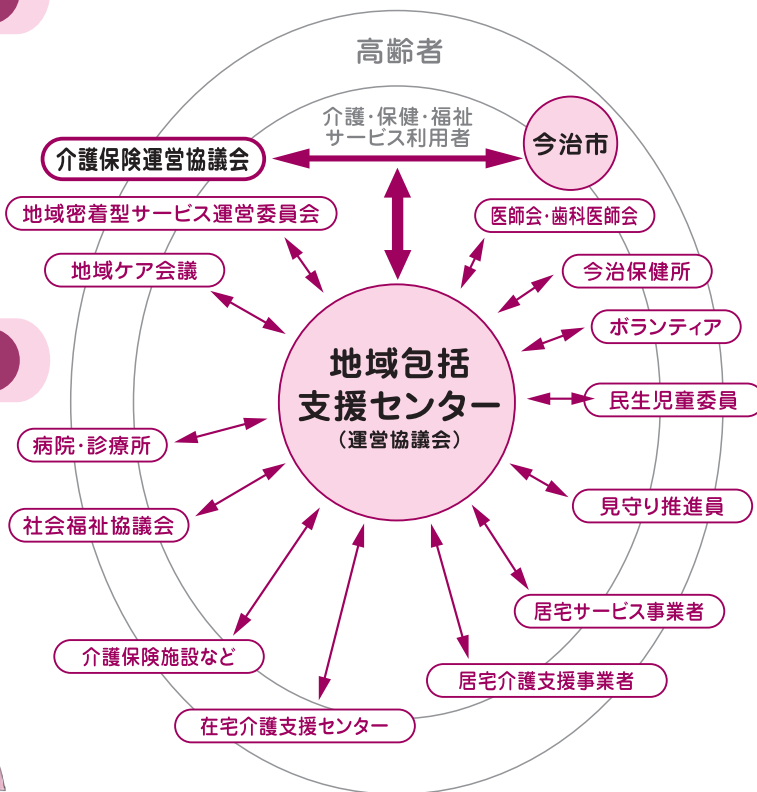
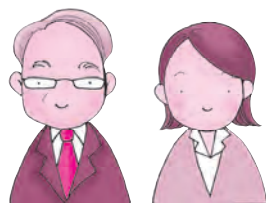


地域ケア体制の構築

地域包括支援センターが中心となって地域ケア機関のネットワークづくりを推進し、関係機関と連携を緊密にすることで、地域をあげて予防重視型の体制を整備します。

ネットワークの構築

地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉・介護の間でネットワークを構築して、地域福祉活動に取り組みます。



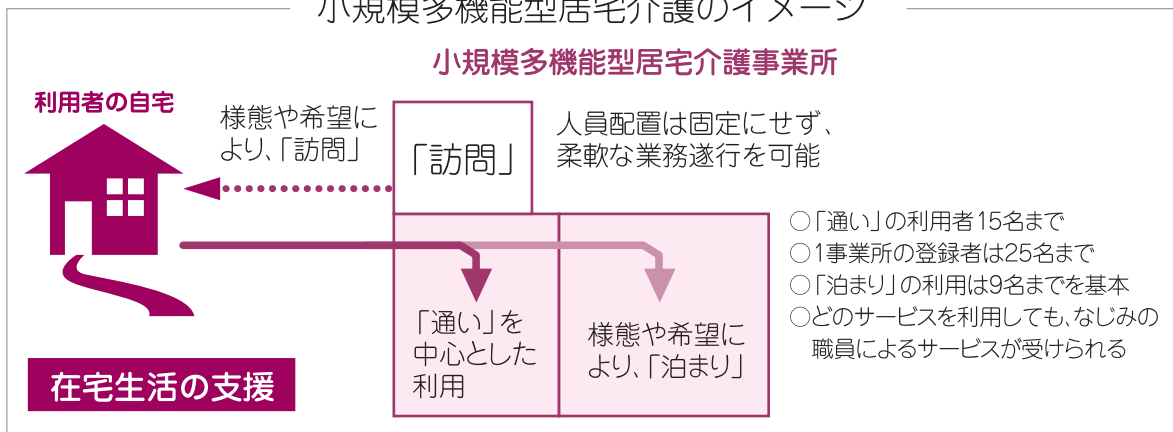
地域密着型サービスの整備

日常生活圏域におけるニーズを把握しながら整備を図ります。

地域密着型サービスの例

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護 など

小規模多機能型居宅介護のイメージ



介護予防事業への取り組み

地域包括支援センターを中心に、地域支援事業の一環として介護予防事業に取り組み、要支援・要介護状態になる可能性が高く、虚弱な状態にあると認められる高齢者（特定高齢者）を把握し、これらの方々に通所型介護予防などのプログラムを実施します。

✿ 要介護認定者の推計

高齢者の人口増に伴い、要支援・要介護認定者も年々増加すると予想されます。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
認定者数	9,001人	9,222人	9,441人	9,615人	9,790人	9,962人	10,135人

✿ 給付費の推計

介護給付サービス費・介護予防給付サービス費は、年々増加が予想されます。

サービス見込量の推計にあたっては、国の示した平成26年度の参酌標準にそって同様の水準をめざすとともに、本市の供給体制を勘案しサービスの種類ごとに平成23年度までの各年度の供給可能な量をもとに見込んでいます。また、平成23年度末を期限として療養病床の再編が進められており、医療療養病床の一部が老人保健施設等の介護保健施設に転換されることが予想されます。

	21年度	22年度	23年度
介護給付サービス費	11,756,867,403 円	11,980,881,268 円	12,334,152,644 円
介護予防給付サービス費	650,128,627 円	681,763,463 円	709,606,305 円
総給付費	12,406,996,030 円	12,662,644,731 円	13,043,758,949 円

✿ 保険料の改定

前期の基準額に据え置きますが、第4段階の細分化を行いました。

保険料段階	対 象 者	年 額
第1段階	生活保護受給者	27,000 円
第2段階	世帯全員が市町村民非課税の方で、本人年金収入が80万円以下の方	27,000 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人年金収入が80万円を超える方	40,400 円
第4段階(細分化)	本人が市町村民税非課税の方で、本人年金収入が80万円以下の方	45,800 円
第4段階	本人が市町村民税非課税の方	53,900 円
第5段階	市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が200万円未満の方	67,400 円
第6段階	市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が200万円以上の方	80,900 円

※段階につきましては、平成21年7月に確定いたします。

認定・給付について : 本庁高齢介護課 ☎0898-36-1526 または各支所健康福祉課 (関前は住民福祉課)
 保険料について : 本庁市民税課 ☎0898-36-1510 または各支所総務課税務係